

入 札 説 明 書

契検品第 273 号

この入札説明書は、本市が執行する「給食用精米 単価契約」に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、順守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者【契約権者】 米沢市長 近 藤 洋 介

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付き一般競争入札参加願書に次の書類等を添付し、下記5の（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

- ・ 学校給食用物資共同企業体協定書
- ・ 委任状
- ・ 使用印鑑届

5 入札書の提出期限等

- (1) 条件付き一般競争入札参加願書等の提出期限及び提出場所
令和8年4月3日（金）午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
米沢市役所 3F 契約検査課
- (2) 入札書の提出期日及び提出場所
令和8年4月16日（木） 午前10時00分
米沢市役所 3F 303会議室
※ 郵送による入札は不可とする。
- (3) 開札の日時及び場所
令和8年4月16日（木） 午前10時00分
米沢市役所 3F 303会議室

6 入札書等の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式第3号）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札の際には、次の書類を持参しなければならない。
 - ア 条件付き一般競争入札参加資格確認通知書の写しの提示
 - イ 代理人が出席し入札する場合は、委任状（帳票：契約002）の提出

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、「本件の入札（見積）による契約は、新年度予算から支出するもので、当該予算が議決されなかった場合には本入札の執行等（見積の徴取等）を中止とします。」

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。

ウ 代理人をして入札（入札後の随意契約に移行した場合も同様とする。）する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

エ 入札を辞退する場合は、入札辞退届（帳票：契検021）を提出すること。

7 入札保証金

米沢市契約規則第5条第2項第2号により免除とする。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者が居ないときは、ただちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札については棄権したものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、見積合せに付することができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、米沢市から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書により契約検査課（FAX0238-24-8685）に令和8年4月13日（月）までに説明を求めることができる。発注者は令和8年4月14日（火）までに回答するものとする。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のある時は、この限りではない。

- (3) 入札者は、代理人をして入札を指せるときは、その委任状（帳票：契約002）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して、不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合には、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引き替え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札の関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とする
ことがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、米沢市指定金融機関又は米沢市指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 米沢市契約規則第5条第3項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 物品購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定する。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項

契約書（案）のとおり。

17 その他

当該契約に関する事務を担当する課は、上記5の（1）と同じである。